

## 近代女性の原像・岸田俊子と女性運動の継手・福田英子

岩崎 稔

### (1) 愛甲婦女協会の婦人たち—民権家の夫婦像

2004年10月31日、荻野の戒善寺（神奈川県愛甲郡荻野村）に『自由民権の里』の碑が建立された（注1）。そこに刻まれた44人の厚木・愛甲の自由民権家たちの中にあつて、天野八重と山川ゑんの二名の女性の名が刻まれているのが眼を引く。男性主体の、しかも男尊女卑の意識が強い民権家群像のなかにあつて、女性の名が刻まれた意義は大きい。全国でも数少ない婦人結社が民権運動のなかでつくられたが、「民権活動家の妻」として夫の活動を理解し、支えた側にいた婦人たちが、この神奈川県愛甲（現厚木・愛甲）にもいたという事実は「民権運動は男だけの運動」では決してなかったことを、示している。

厚木市荻野の戒善寺の「自由民権の里」の傍らには副碑がおかれ、「当時、神奈川県の政治の中心は愛甲郡であり、愛甲郡の政治の中心は荻野村である」という、明治32年（1899）、戒善寺でおこなった天野政立の演説の一節が添えられている。このような、県下において民権運動の三大拠点の一つに数えられ、強固な組織を誇る愛甲郡自由党が旺盛な活動を展開していた頃（明治17年4～5月頃）に、愛甲郡婦女協会（注2）が設立された。この「設立趣意書」と「申合規則」（注3）が、福田英子（当時は景山英子）が富井於菟を伴って訪れた訪問先の難波惣平文書の中から発見された。このことで「愛甲婦女協会」の存在が、初めて明るみに出た。全国でも数少ない婦人結社の中にあるにも拘わらず、この神奈川にあつても「婦人組織」が存在した意義は大きい。しかし、それ以上に、それが示す理念をも超えて、民権家群像の中にあつて夫たちを支えた側の婦人たちの、実際の日々の活動があつたことの方が、さらに意義深いものであるだろう。

「自由民権の里」建碑式典の際に朗読した詩の一つを、ここに記してみる。

### 荻野民権紀行—ふるさとの記憶—

明治十七年

愛甲婦女協会が景山英子らによって設立された

そこには荻野の婦人たちがいた

「神奈川県の政治の中心は愛甲郡であり

愛甲郡の政治の中心は荻野村であつた」と後年

天野政立が語つた

その荻野の民権家たち

それを支えていた側にいた

もう一つの

明治期の婦人解放運動の先駆け

愛甲婦女協会の婦人たち  
柳田富三の母うめ  
難波惣平の妹せい  
早川耕造の妻こう

大阪事件の折り自宅に  
大矢正夫らをかきまい  
「貞節の勇女なり」と  
大矢を唸らせた  
荻野界限では名の知れた博徒の親分  
山川市郎の妻ゑん

井上栄太郎の義姉  
それに忘れ難い難波惣平の妹で  
天野政立の妻八重  
そこに加わった荻野の婦人たち  
もう一つの民権家群像

相州の民権家たちを支えた側の  
もう一方の側にいた  
「民権家の妻たち」  
その叫びは だが  
それだけでは終わらない  
民権家たちもまた逆に妻たちを支えた

天野政立は  
明治二十二年憲法発布の大赦令で  
出獄後大磯に転居し  
自由党神奈川県倶楽部の幹事として  
中央政界で中江兆民らと活動を始めたが  
妻八重が病に臥すと  
潔く中央政界から身を退き  
妻の看病にのみ献身した  
明治二十六年七月  
それは八重の病没まで続けられた  
天野政立とは

そういう男であった  
いま 江の島の滝口寺には  
「先憂後楽」と刻まれた碑が立っている  
その傍らには八重の墓があった

丘に登ると海からの風が  
さわやかに吹き抜けた

「自由民権の里」の碑に刻まれた二人の婦人の横顔、天野政立とその妻八重、それに山川  
市郎とその妻ゑんに、民権家の夫婦像の原型をみる気がする。この愛甲婦女協会の婦人たち  
は、もう一つの「女たちの民権家群像」であった。

## (2) 女性解放運動の先駆者・中島俊子—近代女性と夫婦像の原像

近代日本の女性解放運動の先駆者として真っ先に思い浮かぶのは、福田（景山）英子らの  
女性民権家に決定的な影響を与え、のちの婦人運動の起点となった中島俊子（明治時代の民  
権運動家、評論家、小説家。本名俊、のち俊子。号は湘煙）である。彼女は万延元年（1861）  
12月4日、父岸田茂兵衛・母タカの第三子として生まれる（注4）。男女同権を唱え明治16  
年（1883）滋賀県大津での「函入娘」の演説で言論不穏として投獄される。その後明治17  
年（1884）2月3日大和での演説を最後とする演説活動時代（1882・4/1～1884・3/23）  
の集大成といわれる論説「同胞姉妹に告ぐ」（注5）において、男女同権の理想としての《愛  
憐》を主張し、近代女性としての原像を指し示した。俊子は、女官から自由民権運動の「女  
闘士」へと「華麗な転身」を遂げた人物として注目されたが、俊子の「男社会」「男専制」  
を撃つ演説は、聴衆を熱狂させた。俊子の演説を聴いて自由民権運動へと突き進んだ女性の  
なかに福田英子がいたが、この演説時代の集大成と考えられる評論「同胞姉妹に告ぐ」は、  
その激しさと演説に登場した時の「あでやかな、その容姿」と「流れるような、そのさわや  
かな弁舌」に聴衆は、眼をみはった。「男性の解放なくして女性の解放はない」とした彼女  
の特異な画期的な女権論は、まさに女権宣言であった。明治17年（1884）、『自由燈（じゅ  
うのともしび）』に発表した論説「同胞姉妹に告ぐ」（第2号～第32号、1884年5～6月）  
のなかで、激しい口調で「嗚呼、世の男らよ。奴等は口を開けば改進と云ひ改革と云うにあ  
らずや独りこの同権の一点においては旧慣の憂ひぬるや俗流のままに従ひぬるや。我が親  
しく愛しき妹よ、旧弊を改め習慣を破りて彼の心なき男らの迷ひの夢を打破り玉へや」（31  
号）と述べ、さらに「世の自由を愛し民権を重んずるの諸君に問わん。君等は社会の改良を  
欲し玉へり而して何とてこの男女同権の説のみに至りては守旧頑固の党に結合等し玉ふぞ、  
と」（27号）と男尊女卑の男中心社会に辛辣な問いを發している。

この苛烈なまでの俊子の言葉に接する時、フランス革命の「人権宣言には《女の人権》が

含まれていない」として「女性及び女性市民の権利宣言」を書いたオランプ・ドゥ・ゲージュ（1748～93）のことを思い出す。彼女は、フランス人権宣言はすべての人間の普遍的な人権を確立した近代的な人権宣言とされるが、これは「人＝男性」の権利宣言に過ぎず、女性と女性市民の権利は排除されていると批判した。彼女は最期には、反革命の汚名を着せられギロチンによって死刑に処せられた。封建制を廃棄し、近代市民社会の成立と「普遍的な人権」の確立を実現したはずのフランス革命も決して、女性の「人権」を確立するものではなかったのである（注6）。これは日本においても同様であった。

1890年の集会及政社法により女性の政治参加が禁止され、政治から女性が排除された。この集会及び政社法によって婦人の政談傍聴さえも、これ以後禁止された。しかも、打破されるべき封建道徳、女性への蔑視と「女性を男の慰め物＝玩具」とする旧弊は、民権家と呼ばれるなかにも依然としてあった。女性は、二重の差別のなかにおかれていたのである。中島俊子は、男女同権を叫んでいる男性が、他方で「花柳界に出入りし、連夜婦女を抱いている」ような、男性社会があること、民権家と呼ばれる人たちでさえ「男女同権」となると「守旧頑固の党に結合」している。それは長い間に沁み付いた慣習がいかに深刻なものであるのかを示している。その染みついた慣習や旧弊を変えることの困難さを認識し、彼女は「法制度を超えたところ」にある人々の内面＝意識の変革なくして、それは変えられるものではないという考えに至ったのであろう。明治の、はじまったばかりの十年代に、このような斬新な考えをもちえたとは、まさに驚異に価する（注7）。まるで、明治の女性ではないかのような、斬新な印象を受けるのである。それは、現代女性が具備すべき精神を彼女がすでにもっていた結果でもあったのだろう。彼女のもつ近代的なセンスの高さは、彼女が演説活動のなかで鍛えた「感性のしなやかさ」にある。つまり、現実を「血肉化させた言葉で捉える力」を感じさせる（注8）。それが、近代女性がもつべき自立力であろう。その自立力を支える基底には彼女のもつ知性の輝きがあるようだ。さて、近代女性が背負うべき課題が、このような行動において、己と社会を結びつける困難さを、彼女はすでに見抜いていた。制度的な変更のみでは、決して消し去ることが出来ない「意識のうえの変革」を彼女は、求めていた。俊子の言う「旧弊を改め習慣を破る」ためには、制度を変更するのみでは解決できない。「男を根底から動かしている習慣」そのものを変えなければならない困難な意識の変革なくしては不可能と、捉えたものであろう。俊子の「男性と男性専制を撃つ」激しい女権論（注9）は、「男性の解放なくして女性の解放がない」とした特異的な男女同権論であった。しかも俊子の同権論は《愛憐》をその基底に据えた男女対等な同権論であった。女性の忍従を強いられ不平等の男女の関係を内在的な男性解放のなかで果たしていこうとした俊子の、男性民権家へ抵抗は政治と社会の両面から忍従を強いられている明治の女性たちが女性の側から初めて産声をあげたという意味で、その意義は大きいものとえるだろう。

彼女は明治17年、中島信行と結婚したが、ここからが彼女の後半期が始まる。その後半期は、中島信行と結婚し、主に『女学雑誌』に女性の地位向上をめざす評論・随筆・漢詩を発表、翻案小説『善悪の岐』（二十年刊）、二十二年には『山間の名花』を『都の花』に連載

(1889年2月～5月、第二巻第9号～第三巻第15号に五回分載)、女性開放のための新しい意識をもつ進歩的女性として活躍した時期である(注10)。特にこの時期の代表作小説『山間の名花』に描かれた夫婦像(注11)は、近代女性の原型として登場した俊子が《近代夫婦像の原像》を信行との生活のなかで築こうとしていたように思う。信行との結婚生活は、一言でいえば「同志愛で結ばれた夫婦愛」の生活であった。彼女が宮中に出仕後、自由民権運動に加わったのが、漢学を基軸として、現実社会を理解してきたように、民権運動のなかでえたものを以って彼女は、信行との家庭生活を築いていった。信行と俊子とは日常きわめて仲がよく、夫婦というよりは尊敬しあった同志のような関係であったという。「男尊女卑の根強い当時の日本において、男女相愛を意味する画期的な《愛憐》の理念を提唱することによって、俊子は男女の〈靈魂から四肢五官まで同等同権〉であることを訴え、そして信行との現実の結婚生活のなかで、その《愛憐》を自ら実践してみせる(みせようとする)ことによって—それを表現することによって、いかなる合理的理論も超えて、男女同権にもとづく理想的な男女関係の実現を主張し得たのではなかったろうか」(林正子「岸田俊子の《愛憐》論・序章—その理念と実践の軌跡」(『岐阜大学教養学部研究報告』1996)。まさに「かたい志で結ばれた夫婦」といえよう。それは昔学生時代に読んだクロード・モルガンの小説『人間のしるし』(1952年刊、岩波書店刊、クロード・モルガン著、石川湧訳)の主人公たちを彷彿とさせる。夫婦の在り方、愛の在り方を問うもの、それは湘煙の言う《愛憐》の二字を貫いた生活ではなかったかと、いと思う。彼女の生涯を振り返ると、その前半期の、近代女性像から、その後半期の、近代夫婦像の原像を己自身が問い直す旅であったように思う。俊子は、夫・信行と共に大磯の大運寺に眠っているが、その辞世の句は「藪入りに鳥渡(ちょっと)そこまでひとりたび」というものであった。まことに俊子(湘煙)らしい辞世の句である。

### (3) 女性解放運動の先駆者・福田英子—解放運動の継手

福田英子(1865～1927)は、女性解放運動の先駆者として知られているが、それ以上に、彼女こそ「女性解放運動の繋ぎ手」(継手)であり、本格的な女性運動への「媒介者の役割」を果たした人物であったように思う。

中島(旧姓岸田)俊子が、その己の生き方において近代女性の在り方を示した女性解放の先駆者であるとするならば、福田英子は、その実際の解放運動において先駆的な役割を担った人物といえるだろう。私的には《不幸な受難者》であった—婚約者小林樟雄との別離、大井憲太郎の裏切りによる離婚、その後の福田友作の狂死、石川三四郎の逃亡、家庭生活の破綻と生活の困窮など—にも拘わらず「妾(わらわ)が過ぎ来し方は蹉跎の上の蹉跎なりき。されど妾は常に戦へり。蹉跎の爲めにかつて一度も怯みし事なし」(『妾の半生涯』、初出1904年刊、底本岩波文庫版、1958年刊)とまで、言い放ちえたのは、彼女がたんなる女性解放運動の先駆者にとどまらず、その後の婦人運動への《継手》として、自由民権運動からはじまっ

て、ついに社会主義にまでいきついた生涯を貫けるだけのものをもっていただけに他ならない。

彼女の生涯は大阪事件を「分水嶺」として、自由民権運動に身を投じていく前半期と、社会運動・社会主義の先駆者として立ち現れる後半期の二つに区分される。生涯の分水嶺となる時期が大阪事件（注 12）である。この時期彼女は、1885 年自由党左派大井憲太郎・小林樟雄らの朝鮮改革運動を知って、資金集めや弾薬運搬などに協力し、逮捕投獄される。彼女の、この運動への関与の背景には婚約者でもあった小林樟雄との恋愛関係があった。他方、景山英子を通じて、この朝鮮改革運動のことを知り、資金集めに働き、大阪事件に参画していく者のなかに、天野政立・佐伯十三郎・難波春吉・山川市郎・黒田黙耳ら五人の愛甲郡関係者と大矢正夫、霧島幸次郎らがいた。しかも「霧島幸次郎ハ田代季吉カ爆発モノノキカイヲ作ル丁稚」（「武藤角之助調書」（飯田孝著『相模人国記』（2000 年刊、市民かわら版社））といわれるように、彼らは、この大阪事件に深くかかわっていくのである。彼女は出獄後、大井憲太郎と結婚し一子を産んだが、大井の裏切りによって別離。これ以後、昭和二年（1927）病没までの時期が、後半期である。

彼女は大井と別れたのち『万朝報』の記者福田友作と結婚し三子をもうけるが、友作とも死別。やがて福田友作の書生であった石川三四郎とともに平民社同人との交わりを深め、キリスト教社会主義らの『新紀元』発行に協力。明治 40 年（1907）1 月、石川三四郎・安部磯雄らの協力によって雑誌『世界婦人』を創刊、誌上を通じて婦人の自由獲得をめざして治安警察法五条改正請願運動の宣伝と組織化につとめた。大逆事件で幸徳秋水や菅野スガらが死刑となった直後に、同誌は弾圧によって二年半で廃刊。大正二年（1923）2 月、平塚雷鳥らの『青鞥』（1913 年 2 月、第 3 巻 2 号付録、「新しい女、其他婦人問題に就て」特集）に「婦人問題の解決」を寄稿し「女性の真の解放は社会全体の変革以外に道はない」と力説。また 1927 年（昭和 2）2 月からは、婦選獲得同盟の月間機関紙『婦選』に自由民権時代の思い出を 4 月号まで書き続けた（注 13）が、その連載は英子の死によって「未完」となった。この年の 5 月 2 日、英子は婦人解放運動にささげた六十三年の生涯を閉じたのである。5 月 4 日の告別式には堺利彦、木下尚江らの社会主義者、婦選獲得同盟の市川房江など多彩な顔ぶれが参列したが、その中に、かつて英子と共に青春の血をたぎらせた霧島幸次郎・村野常右衛門らの姿があった。これらの多彩な顔ぶれは、彼女が「女性解放運動の継手」であることを見事に示しているように思われる。

#### (4) おわりに

最後に、これまで述べてきた女性解放運動の先駆者として中島俊子と福田英子の二人が運動のなかで果たした意義と共にその限界について考えてみたい。これまで、(1)愛甲婦女協会の婦人たち一民権家の夫婦像の一端を示したが、その(2)では、女性解放運動の先駆者といわれている中島俊子の近代女性と夫婦像の原像を描いてみた。その(3)では、福田英子に影響を与え中島（旧姓岸田）俊子を乗り越えその限界点を突破して、その女性解放運動の継手と

して社会主義へと至った福田英子について触れたが、女性解放運動の起点となった岸田俊子の限界点に触れなければならない。なぜなら、福田英子は岸田俊子が為し得なかった限界として持っていた課題をこそ己自身の課題として引き継いだからに他ならない。俊子は、男性の解放なくして女性の解放はない。「法制度を超えた」ところにある慣習や人々の内面＝意識の変革なくして、真の女性の解放はないとした、極めて画期的な男女同権論を主張したが、まさに、その故に「法制度の変革」や「政治的権利における男女同権」という、女性の政治的権利が関心の外におかれた。それを果したのが、その後続く福田英子だと捉えられるからである。俊子の「限界点」は、どこにあったのかが、ここで問われなければならない。それは端的に言えば、女性の不幸の根源を「婦人の無智と封建的因襲」においたからに他ならない。不幸の根源を婦人の「無智」におくことから、第一に、それからの解放の道を、「智徳の修得」＝「学の道」に求めざるをえない。すなわち、それは《女学》への道に向かわざるを得ない。第二に、「封建的因襲」の打破は、深刻な根に沁み付いた習慣の、意識の、内面の変革に向かわざるを得ないのも、当然なことであろう。そのゆえに、かつて俊子にあった「政府批判＝民権の主張」は姿を消し、女権も日常の「家庭生活における男女同権」に集約され、政治的権利は、後方に押しやられることになったのである。まさに、このような俊子の限界点を超越したのが福田英子であったといえるだろう。英子が、女性自身による女性の政治的・社会的権利の主張という「女権拡張論」から「女性の解放は社会変革を経てのみ実現される」とする社会主義者の女性解放論を主張するに至る過程を、大木基子氏は、その著『自由民権運動と女性』で展開されている。『妾の半生涯』において社会主義者たることを宣言した英子は、かつての民権運動の時期の「女権拡張論」の核となっている「仮令ひ女子たりと雖も、固より日本人民なり」とする「日本人民」ないし「国民」という、すなわち、国民という次元における男女の等質性という意識に支えられた観念を取り払い、現在の社会そのものが、女性の隷従をもたらしているという「階級の論理」を掴むに至る。ここにおいて、運動の主体を、性の差別をぬきにした「人民」ないし「国民」という観念でとらえ、人民の政治的自由の獲得が第一義的課題となっていたものが、後方に、退けられる。そして婦人の日常を取り巻く封建的家族制度や社会的不平等、抑圧された「女性」たちが、階級という論理が介入することによって正面に据えられることになる。その意味で「長い沈黙の時代になされた国民から女性へ、国家から日常生活へという転換こそ英子を民権運動から社会主義へと向かわせた鍵」（223 頁）であるといえるのだろう。英子の社会主義の女性解放論を支えている基本的な考え方は「異質的対立的国民観」（被抑圧階級の一員として自身を位置づける階級の論理）と大木基子氏はいう。福田英子は運動の主体を性の差別をぬきにした「人民」ないし「国民」という観念で、抽象的に捉えていたところから脱して、ここにおいてまさに足尾鉍毒事件の谷中村民の救援や裁判の支援などの具体的個別的な現実を通してみた田中正造のいう「人権」概念へと近づきつつあったのかと、考えてしまう。その意味で、福田英子はその後の女性運動の継手を担った人物といえるだろう。その検証への探究は、これからの課題といえるだろう。

〔注1〕

「自由民権の里」の建碑は、2004年、自由民権120周年という記念すべき年に、神奈川県厚木・愛甲の民権家たちを顕彰するという目的で、当時、神奈川県自由民権運動の中心地の一つであった愛甲郡荻野村（現厚木市荻野）の、戒善寺の境内に「自由民権の里」碑として建立されたものである。呼びかけ人の中心は、武相民権運動研究の第一人者大畑哲氏と民権家遺族及び郷土史家などの有志たちであった。建碑運動は、この年の4月に発足した自由民権運動百二十周年建碑実行委員会によって進められ、多くの人たちの協力と拠金によって、同年の10月31日に、建碑の除幕式及び記念祭の実現を果たした。この「自由民権の里」建碑を記念し、当日には自由民権の里記念誌『自由民権百二十周年建碑』や『厚木愛甲の民権家たちの足跡』の冊子が参加者に配布された。除幕式と式典は百名を超え盛会となった。式典では民権家遺族の挨拶、安在邦夫氏（早大教授）、大木基子氏らによる来賓挨拶、実行委員会代表による経過報告等があった。式典ののち懇親会が同寺で行われたが、その際私は前記にある「荻野民権紀行一ふるさとの記憶」という、詩の朗読を行った。

〔注2〕

愛甲婦女協会は、福田英子らによって明治16（1883）から17年（1884）に、設立されたと推定される。会員名簿など残されていないが、明治17年（1884）5月15日号の『自由新聞』に掲載された故田母野英頭の埋葬義捐金の記事に、愛甲郡から山川市郎の妻一ゑん（井上栄次郎家）天野政立の妻一八重（難波惣平妹）早川耕造の妻一こう、難波惣平妹一難波せい、三浦政憲の妻一内海くら、柳田富三の母一柳田うめ、三角重三郎の娘一三角ぎんら五名が、義捐金を寄せていることから、ここに記された婦人たちは、三角を除いて皆、民権碑に刻まれている各村の代表的民権家たちの妻や親族たちで、彼女たちが愛甲婦女協会の会員であり活動家であると判断されたのである。大木基子『自由民権運動と女性』（ドメス出版、2003年）には「大畑哲氏による愛甲婦女協会の発見」（8頁）と記されている。

〔注3〕

愛甲婦女協会の趣意書の書き出しには、「伝え聞く。西洋諸国の婦人女子は、能く男子と交はりて、或は男子の朋友と成り、或は相談相手となりて、世の人の福祉を進め、国家の進歩を助くること、僅かばかりのことにはあらずと。それに引替へ、我国の、婦女子のありさまを見れば、さながら男子の玩弄物（なぐさみもの）か、さなくばこれが奴隷（めしつかい）にて、ほとほと人間の数にさえ、入れられざるは何事ぞや。実に憂はしく、また恥かはしき限りならずや」と訴えている。「設立趣意書」は最後に「あわれ、我皇御国の、人の母たる人々よ。慷慨（うれけ）き心を奮い起こして、吾曹（わなみ）と共に、この会の、栄を謀り玉へかし。吾曹は婦女子の幸福の為に、また我国の進歩の為に切にこれを祈るなり。切にこれを願ふなり」と結ばれている。この趣意書及び申合規則は、厚木市荻野の難波家文書として発見されたものである。ただし、その発見された正確な年月は不明である。というのも、この愛甲婦女協会の「設立趣意書及び申合規則」は、昭和42年（1967）に『神奈川県史』



の刊行のための基礎作業として所在調査が行われた過程で発見されたもので、その後、昭和46年(1971)に『神奈川県史編集資料集』第6集(難波家・自由民権関係資料集)の中で初めて紹介されたものである。所在調査に荻野などにも何回か入っているのですが、いつの時点でそれが発見されたのかは不明である。『神奈川県史研究』最終号で所在調査の記録を閲覧したが分からなかった。1975年『神奈川県史研究』第28号に、「明治期女性史に関する二つの新史料—景山英子と相州の婦人民権運動」として大畑哲氏が愛甲婦女協会の二史料について紹介したのが初見と思われる。もう一つの協会の「申合規則」には婦徳の強調や家政の管理、子育てといった、いわゆる良妻賢母型の古い道徳観や女性観が眼につくが、それよりも、演説会への参加やそれによる民権思想の洗礼が、時代意識を反映した女性たちの自立と解放への熱い息吹を伝えていることにこそ注目したい〔参照文献・大畑哲著『相州自由民権運動の展開』「景山英子と相州の女性民権運動」(328頁～345頁)有隣堂、2002〕。

〔注4〕

「史料を逍遙していた西川裕子・大木基子が、湘煙は、従来言われていた文久3年12月5日(1884年1月13日)生まれではなく、その三年前の万延元年12月4日(1861年1月14日)生まれであると発見」として、西川裕子・大木基子両氏の新説に賛意を表している。(関口すみ子著『良妻賢母主義から外れた人々』第1章21頁及び注31参照。)

〔注5〕

関口すみ子氏は『良妻賢母主義から外れた人々』第一部湘煙・岸田俊子—規範を越える女(第1章から第6章)で湘煙を取り上げているが、その中で「第3章;湘煙は「男女同権」を主張したのか—「同胞姉妹に告ぐ」再考」の2「志ゆん女」と俊子」の中で「志ゆん女」が岸田俊子であると言えるのか」と問い、従来からの「同胞姉妹に告ぐ」イコール岸田俊子“とする俊子像を根底から破壊し、再構築する作業を行っている。「志ゆん女」の「同胞姉妹に告ぐ」とは、立憲政党、すなわち、(広い意味での)自由党系の政談演説会の花形として登場した「岸田とし女」に倣った仕掛けに他ならない(48頁)。さらに、その章の4「箱入娘」と「同胞姉妹に告ぐ」において、「同胞姉妹に告ぐ」は、和文・和語で「男女同権」を訴えた評論が俊子のもものではありえないことを示している(55頁)。「同胞姉妹に告ぐ」と岸田俊子は、文体、思想、コンテクストを異にする(58頁)と述べ、「同胞姉妹=岸田俊子」という思い込みが、その背景にあるとして、「第六章岸田俊子の表象—「同胞姉妹に告ぐ」という神話」のなかで、いつどのようにして岸田俊子と結びつけられたのかを問い「岸田俊子をめぐるバブリック・メモリー(人々に共有された集団的記憶)」を追っている。『自由燈』のなかの記事を根拠に「同胞姉妹に告ぐ」にみられる文章は湘煙が書いたものではない。新聞社が小室(信介)か誰かの論文を出したものである(117頁)として、今日にいたる「岸田俊子」論の定型成立過程としての研究史を洗い出し総括している。関口すみ子氏の、これらの見解は「岸田俊子」をめぐる「新史料の発見」という決定的証拠ではなしに、いまだ「状況証拠」に、とどまっているように思う。しかし「岸田俊子」像が、思い込みや固定観念によって歪められてはならないと思う。

〔注6〕

「産声をあげたばかりの国民国家・市民社会の枠組みのなかでグーリュが『宣言』内部に平等の陰に隠された女性差別を暴露し、女性の基本的な人権を有産男性と平等に公認することを明示した歴史意識の大きさと同時にその歴史的限界が垣間見える。それは、無産階級が埒外にあることである。」(米田佐代子・大日方純夫・山科三郎編著『ジェンダー視点から戦後史を読む』(大月書店、2000年刊)第8章「ジェンダー視点の切り拓く人間関係論と戦後民主主義」(山科三郎)「グーリュの《女性宣言》」(243頁～244頁)参照。

「湘煙の家庭論、夫人論は、あくまでも中流以上の家庭、確かな家計維持者である夫の存在を前提に論じられたものであった。(中略)湘煙の目には、朝早くから夜遅くまで、夫以上に激しい労働に追われる農夫や商人の妻、女工の立場は映っていない。二重構造の上層に属する、使用人を使って営まれる家庭の婦人を対象にしたものであった。」(北田幸恵著『書く女たち—江戸から明治のメディア・文学・ジェンダーを読む』(学芸書林、2007年)66頁。そこには「下層女性」はいない。ここでも「無産階級が埒外にある」といえる。

〔注7〕

この点を強調しているのは、原貴子氏「中島湘煙「同胞姉妹に告ぐ」論—法制度を超えて」(『上智大学国文学論集』第44号、2011)である。原貴子氏は同論文で湘煙は、「法制度よりも慣習の方がより強固という認識をもっており、法的概念としての同権よりも「愛憐」を前景化」している。そして「同胞姉妹に告ぐ」の構造上、最も大きな核となっているのは「文明開化の極点」という概念であると言う。そして湘煙は「法制度の確立を目指しながらも、法制度の効力を万能視せず人々の内面にこそ同権の実現を支える原動力があるとしている。別言すると、湘煙は、最終的な到達点を法制度の改変にみる男性民権家とは異なり、真の最終到達点は、法制度を行使する人々の内面にあることを見定めているのである。ここに、法制度の改変と内面の改善を目指す志向の重層性がある(46頁)と論じられている。さらに湘煙の「同胞姉妹に告ぐ」の評価をめぐっては「三種類の見方」があるとして、それは、第一に、「大木基子による、男女同権論が「家庭内での夫婦同権・平等論に横滑り」しているという批判」(大木基子著『自由民権運動と女性』ドメス出版、2003)。第二に、「関口すみ子による、湘煙が「参政権問題は当面は時期尚早とみていた」という消極的評価」(「演説する女たち・その4—国家による女の定義「婦人ハ内ヲ治メ外ヲ務メス」『未来』2000)。第三に、「高田知波による、「情熱の已むを得ざる」強いモチーフがあったからこそ(中略)スペンサー理論に立脚した同時代の女権論群のなかに埋没させることのできない輝きを帯びている」(「女権・婚姻・性表示」(解説)『新編日本古典文学大系』(明治編)2002)。これら三つの評者には「法制度に対する認識の考察が欠落している」と指摘している。

〔注8〕

菅野則子氏は「岸田俊子と「女大学」(『帝京史学』第25号、2010)で、「岸田は、「女大学」に述べられている「三従の道」の教えを、父母、夫、子という「人」に従うのではなく、子・妻・親としての「道」があるのであり、その「道」に従うことが肝要なのだという。「人」

から「道」への読み替えをした」(81頁)。「岸田は「女大学」の意味の捉え直しを提唱した。すなわち、親、夫、子という「人」に従うのではない。人々にはそれぞれの分にふさわし「道」があるのであり、その「道」に従うべきなのだという具合に」(97頁)。湘煙が「三従の道」を読み替えたのは、大木基子氏が言うように「それぞれの立場におけるあるべき「道」＝規範を主体的に判断し選択しえる」ように「女性自身が主体性を確立し、男子と同等の権利を有する者として男性に認められ通されることが必要」とする、女性の主体性の確立を求めたものであろう(前掲書・大木基子著『自由民権運動と女性』)。「女権という時代に先駆けた思想を主張する時、まず自らが女権を唱えるにふさわしい主体になるべく自己を変えなければならぬ。そのためには、何よりも生活実感から出発して思考を論理化させることが求められたのである。」(関礼子「湘煙の文章形成―「同胞姉妹に告ぐ」の位相」(関礼子『語る女たちの時代―一葉と明治女性表現』新曜社、1997) 61頁)。

[注9]

北田幸恵著前掲書『書く女たち』に、俊子の「男性と男性専制を撃つ」激しい女権論の背景にあるものとは何であったかを窺えるような記事がある。「ところで、なぜ、湘煙はこのように人々よりいち早く目覚め、女性の歴史と文化の自覚的変革者となることができたのだろうか。それは湘煙の生い立ち、母の歴史と密接な関係がある。母タカ(竹香)は夫茂兵衛が妾を囲っていたため、湘煙(俊子)と二人で暮らしていた。竹香の女性としての哀しみや孤独は、ひたすら才色備わったわが子の成長にその代償を求めていくしかなかった。(中略)中島湘煙の女権論には、母親の女性としての不幸が重く沈殿しているのである。聡明な湘煙には、この父母の現実、女性の理不尽非道な生存の在り方を見極めさせるのに十分なものであった。(中略)この湘煙の男のイメージの根元には、父という男の存在があったわけである。父につながるすべての男の権柄、母につながるすべての女の不自由、哀しみ。ここからの解放が湘煙の生涯の課題となったのである。」(91頁)。

[注10]

「宮仕えから民権運動の「女闘士」への華麗な「転身」(鈴木裕子)が俊子にとって前半期の、第一の「転身」であるとするれば、その後半期の第二の転身は、「女学」振興の旗手へのあざやかな「転回」であった」といえるだろう。鈴木裕子氏は「女権拡張論」から「良妻賢母主義」への「転回」―これが俊子のなかでいかに行われていったかは、今後の課題といわなければなるまい(『岸田俊子評論集・湘煙選集』第一巻「解説」(22頁～24頁)としているが、関口すみ子氏は、その著書『良妻賢母主義から人々』のなかに「湘煙・らいてう・漱石」を入れている。湘煙を良妻賢母主義への「転回」とする鈴木裕子氏に対して、この良妻賢母主義から外れた人として湘煙を入れているが、その根拠については同書のなかでなぜ、そうなのかを明確に示していない。大木基子氏は(先の注7でも触れたが)「男女同権論が「家庭内での夫婦同権・平等に横滑り」しているという批判を行っている。俊子の「女権論」は「政治的権利における男女同権ではなく、日常生活におけるそれと考えていた」(前掲書117頁)としている。湘煙が、良妻賢母主義となったかどうかについては問われていな

い。また北田幸恵氏はその著書『書く女たち』において、湘煙が「性別分業的」同権論にたどりついたとして「湘煙の主観に即すると、一貫して湘煙は、女性の地位向上、幸福を願って女性論を展開していたわけだが、客観的には、「同胞姉妹に告ぐ」から『女学雑誌』上の諸評論「女子教育策の一端」「婦人の徳は余韻にあり」「内助の功益」などへの移行は、原理的な同権から女性の固有性を強調した妻母改良論への傾斜の過程でもあった」（108 頁）とされる。

〔注 11〕

湘煙の『山間の名花』にみる夫婦像を「湘煙が女権小説を踏まえながら、外側から「女権」「女権家」を描くのではなく、内側から描き出すことによって、近代女性の生の意味を捉えることになった記念すべき作品」（北田前掲書 103 頁）とする点ではどの論者も変わりはない。北田氏が言うように「特に注目されるのは、湘煙自身をモデルとしたヒロイン高園芳子の像で、当時の小説の女性像の水準を抜き出た、主体的で現実的女性像となっている」（同前掲書 103 頁）点であろう。その意味で『山間の名花』に描かれた「夫婦像こそ近代の在るべき家庭、夫婦像のモデル」（同前掲書 104 頁）といえるだろう。つまり、この小説のなかで、湘煙は自らの生の意味を問い、近代とは何かを問い始めた作品といえるだろう。その意味で女権小説『山間の名花』は「女権から女学への後退」を示した「婦人解放運動の挫折を扱った作品」ではなく、女性みずから女性の問題をリアルに取り組んだ「女権小説」と評価すべきであろう」（同前掲書 110 頁）という指摘されている。

〔注 12〕

大阪事件は俊子と英子にとっても《女性としての人生の分岐点》であったように思う。年表によると明治 18 年（1885）11 月 23 日、英子は、同志とともに逮捕され入獄するが、他方、俊子は、前年の、明治 17 年（1884）6 月、中島信行と熱海に遊び、6～7 月頃、中島信行と結婚、信行との二人三脚の生活を始める。一方は獄につながれ他方は幸せな結婚生活に入る。まさに大阪事件は、二人にとって人生の分岐点であったといえよう。

〔注 13〕

第一巻第 2 号（昭和 2 年）2 月 1 日「自由民権時代の婦人政治運動（自伝の一部）第一巻第 3 号（昭和 2 年）3 月 1 日「自由民権の歌」（自伝の一部）第一巻第 4 号（昭和 2 年）「私の行った政治運動」（自伝の一部）。

〔参照文献〕

村田静子『福田英子—婦人解放運動の先駆者』岩波書店、1959

大木基子・村田静子編『福田英子集』不二出版、1998

絲屋寿雄『女性解放の先駆者たち—中島俊子と福田英子』清水書院、1975

大木基子『自由民権運動と女性』ドメス出版、2003

湘煙選集第 1 巻『岸田俊子評論集』不二出版、1985、鈴木裕子編

湘煙選集第 2 巻『岸田俊子文学集』不二出版、1985、鈴木裕子編

湘煙選集第3巻『湘煙日記』不二出版、1986、大木基子・西川裕子校訂編  
湘煙選集第4巻『岸田俊子研究文献目録』不二出版、1986、鈴木裕子編  
相馬黒光『明治初期の三女性—中島湘煙・若松賤子・清水紫琴』厚生閣、1940、復刻版（1985、不二出版）  
西川裕子『花の妹—岸田俊子伝』新潮社、1986  
横澤清子『自由民権家中島信行と岸田俊子』明石書店、2006  
北田幸恵『書く女たち—江戸から明治のメディア・文学・ジェンダーを読む』学芸書林、2007  
関口すみ子『良妻賢母主義から外れた人々—湘煙・らいてう・漱石』みすず書房、2014  
鈴木裕子『女性＝反逆と抵抗と』社会評論、1990  
関礼子『語る女たちの時代—一葉と明治女性表現』新曜社、1997